

福島市議会広報委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、福島市議会広報委員会（以下「広報委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 福島市議会基本条例（平成26年条例第〇号）第16条第7項の規定に基づき議会広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるため、福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第159条第1項に規定する協議等の場として広報委員会を設置する。

（所掌事務）

第3条 広報委員会は、次の各号に掲げる事項（議会運営委員会の所管に係る部分を除く。）について協議するものとする。

- (1) 市議会だよりの編集及び発行に関すること。
- (2) 議会のホームページに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報に関すること。

（委員）

第4条 広報委員は、副議長及び各会派より1人（代理も可とする。）を選出し構成する。

（委員長及び副委員長）

第5条 広報委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 副議長を委員長とする。
- 3 副委員長は、広報委員会において互選する。
- 4 委員長は、会務を統理し、広報委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 広報委員の任期は、議員の任期とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員が出席できない場合は、その会派に所属する議員のうちから、代理者を出席させることができる。
- 4 広報委員会の議事は、原則として委員の総意をもって決定する。ただし、必要に応じて委員長を除く委員の採決により決定することができる。この場合において、可否同数の場合は委員長が決する。
- 5 議長は、広報委員会に出席し、発言することができる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

(記録)

第8条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第9条 広報委員会の庶務は、議会事務局議事調査課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。